

（２）職員の初任給の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		須恵町	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円
	高校卒	142,800 円	138,800 円

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 18 年 4 月 1 日現在）

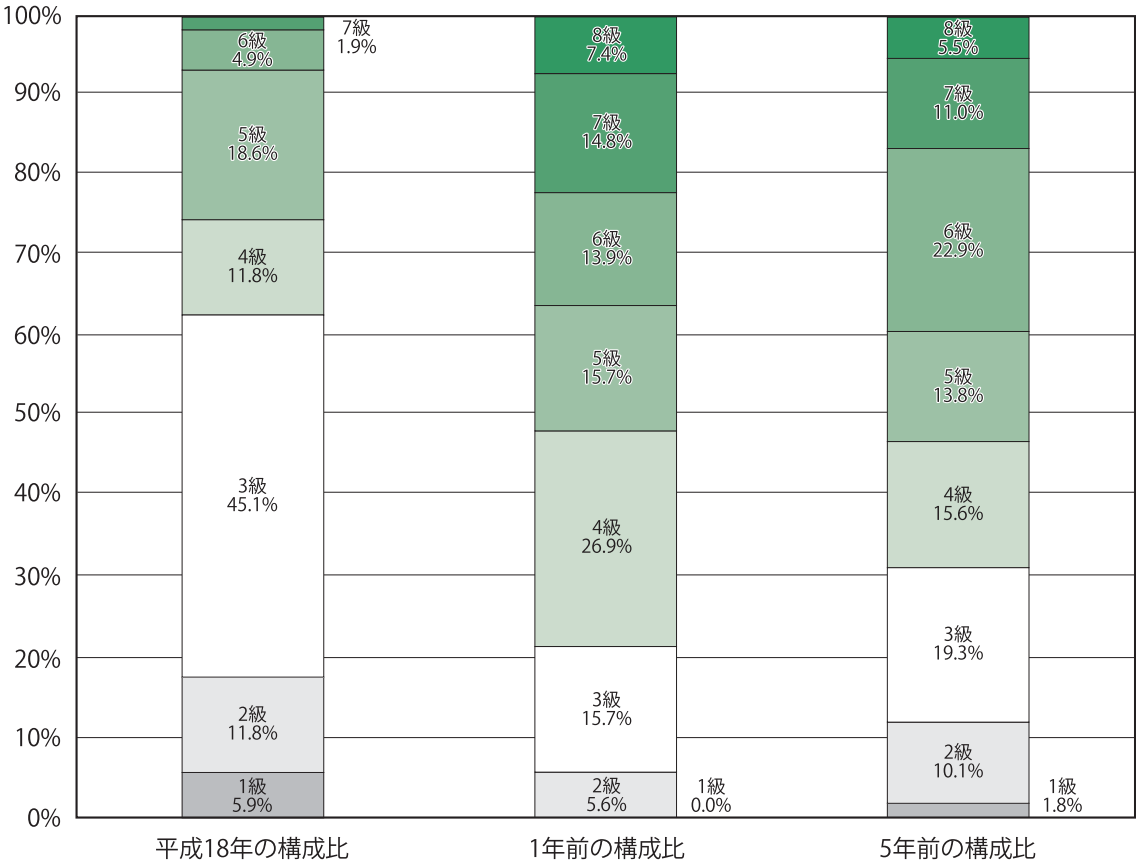
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	260,500 円	309,400 円	353,300 円
	高校卒	221,300 円	272,600 円	327,500 円

３ 一般行政職の特別職員数等の状況

（１）一般行政職の特別職員数の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１ 級	主 事	６ 人	5.9%
２ 級	主 事	12 人	11.8%
３ 級	主任主事・主査・係長	46 人	45.1%
４ 級	係長・参事補佐・課長補佐	12 人	11.8%
５ 級	課長補佐・参事・課長	19 人	18.6%
６ 級	課 長	５ 人	4.9%
７ 級	理 事	２ 人	1.9%

（注） １ 須恵町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
２ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



（注） 平成 18 年に 8 級制から 7 級制に変更している。（旧給料表の 1 級および 2 級並びに 4 級および 5 級をそれぞれ統合し、新たに 7 級制を採用している。）

１ 歳出総額に占める人件費の割合

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (17 年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) 16 年度の人件費率
17 年度	25,660 人	6,946,865 千円	211,117 千円	1,409,224 千円	20.29%	20.10%

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B／A	(参考) 16 年度 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17 年度	144 人	562,371 千円	86,877 千円	235,089 千円	884,337 千円	6,141 千円	6,216 千円

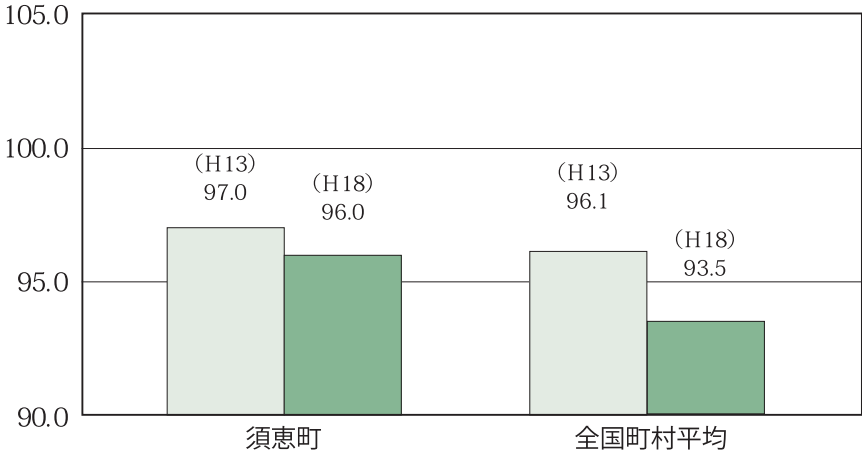
（注） １ 職員手当には退職手当を含まない。
２ 職員数は、平成 17 年 4 月 1 日現在の人数である。

（３）特記事項

本町では、厳しい町財政を踏まえ、特別職給与費を抑制する特例措置を実施しています。

	抑制措置	期 間	内 容	1 人当たり年間削減額
特別職	給料月額の減額	17 年 4 月 1 日～ 18 年 3 月 31 日	町長 5%減額	499,200 円
		18 年 7 月 1 日～ 19 年 3 月 31 日		374,400 円
		17 年 4 月 1 日～ 18 年 3 月 31 日	助 役 収入役 教育長 3 %減額	694,800 円 平均 231,600 円
		18 年 7 月 1 日～ 19 年 3 月 31 日		521,100 円 平均 173,700 円

（４）ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



（注） １ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
２ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
須恵町	41.8 歳	326,855 円	379,391 円	367,891 円
福岡県	43.2 歳	355,804 円	398,684 円	391,234 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円

（注） １ 「平均給料月額」とは、平成 18 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

須恵町職員の給与と定数は、地方公務員法・地方自治法に基づき、町議会の議決により条例で定められています。町では、この条例に基づき厳正な運用に努めています。これを、みなさんにご理解いただくために、主な内容をお知らせします。

表中の数値は、平成 18 年度地方公務員給与実態調査などに基づくものです。なお、公表した給料などは、すべて税や各種保険料などを引く前の額であり、いわゆる手取額ではありません。（詳細については、今月中にホームページに掲載する予定です。）